

コニカミノルタ株式会社

定 款

2026 年 6 月 17 日 改正

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、コニカミノルタ株式会社と称する。英文では、KONICA MINOLTA, INC.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 事務用機械器具及び材料の製造及び販売
2. 光学機械器具、レンズ及び理化学機械器具の製造及び販売
3. 機能性フィルム、機能材料・素材等の製造及び販売
4. 印刷用機械器具及び材料の製造及び販売
5. 医薬品及び医薬部外品並びに医療用機械器具及び材料の製造及び販売
6. 測定器、計量器及び度量衡器の製造及び販売
7. 電気、電子、磁気及び通信機械器具並びに材料の製造及び販売
8. 精密機械及び工具類の製造及び販売
9. 画像入出力技術等を用いた業務用、一般用機械器具及び材料の製造及び販売
10. 上記 1. から 9. までに関連するデバイス、部品等の製造及び販売
11. 上記 1. から 10. までに関連するソフトウェアの開発及び販売並びに情報処理・提供サービス業
12. 工業薬品並びに医療用及び印刷用薬品（毒物、劇物を含む）の製造及び販売
13. 合成化学製品の製造及び販売
14. 上記 2. 、 5. から 7. まで、並びに 10. 及び 11. に関連する設置工事の請負
15. 上記 1. から 13. までに記載の製品の輸出入
16. 上記 1. から 13. までに記載の製品の回収、リサイクル及び古物売買
17. 不動産の賃貸
18. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

(機 関)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会
2. 委員会
3. 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、12 億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	12 億株
第 1 回社債型種類株式	1 千万株
第 2 回社債型種類株式	1 千万株
第 3 回社債型種類株式	1 千万株
第 4 回社債型種類株式	1 千万株
第 5 回社債型種類株式	1 千万株

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

第 7 条の 2 当社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式（第 1 回社債型種類株式ないし第 5 回社債型種類株式をいい、第 1 回社債型種類株式ないし第 5 回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。）を有する株主（以下「社債型種類株主」という。）との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第 157 条第 1 項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式及び社債型種類株式のそれぞれにつき 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わないものとする。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱並びにその手数料については、法令または本定款のほか、株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度末日現在の最終株主名簿に記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主とみなす。

- ② 前項の規定にかかわらず、当社は、前項の株主のほか、前項に規定する日と異なる日現在の株主名簿に記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを定めることができる。この場合には、その日を2週間前に公告するものとする。
- ③ 前項及び本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、当社はあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第 2 章の 2 社債型種類株式

(社債型種類株式優先配当金)

第 13 条の 2 当社は、第 36 条第 1 項に基づき 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式 1 株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

当該社債型種類株式の 1 株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める配当年率（10 パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める。）

「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当社に対して払い込まれる 1 株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株当たりの金額）をいう。

- ② ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式 1 株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式 1 株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。
- ③ 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

(社債型種類株式優先期中配当金)

第 13 条の 3 当社は、第 36 条第 2 項または第 3 項に基づき 3 月 31 日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基

準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

（残余財産の分配）

第13条の4 当社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法により算出される額

② 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

（議決権）

第13条の5 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

（金銭を対価とする取得条項）

第13条の6 当社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、当該社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。

（株式の併合または分割等）

第13条の7 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。

- ② 当社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- ③ 当社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ④ 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。
- ⑤ 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める方法による。

(優先順位)

第 13 条の 8 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるごとにこれを招集する。

② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定めた取締役がこれを招集する。

② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

③ 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定めた取締役がこれにあたる。

④ 前項に従い株主総会の議長にあたる者に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会の議長を務める。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名に委任して、その議決権を行使することができる。

② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

(種類株主総会)

第 18 条の 2 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 324 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

③ 第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定は、種類株主総会について準用する。

④ 第 13 条の規定は、毎年 3 月 31 日から 3 ヶ月以内に開催される種類株主総会について準用する。

⑤ 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある

場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- ⑥ 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

1. 当会社が消滅会社となる合併または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）
2. 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認

第 4 章 取締役及び取締役会

（員 数）

第 19 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

（選任方法）

第 20 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任 期）

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会議長及び取締役会招集権者）

第 22 条 取締役会は、その決議により、執行役を兼任しない取締役の中から、取締役会議長を 1 名選定する。

- ② 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。

- ③ 取締役会議長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会議長に任じ、また取締役会を招集する。

（取締役会の招集通知）

第 23 条 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の書面決議）

第 24 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役の報酬等）

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。

第 5 章 委 員 会

(委員会の設置)

第 27 条 当社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会（以下「各委員会」という。）を設置するものとする。

- ② 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有するものとする。
- ③ 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容を決定する権限を有するものとする。執行役が当社の使用人を兼ねているときは、その使用人の報酬等の内容についても、同様とする。
- ④ 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、その他法令に定める権限を有するものとする。

(員数等)

第 28 条 各委員会の委員は、それぞれ取締役 3 名以上で組織するものとする。

- ② 各委員会を構成する取締役は、取締役会において選定する。
- ③ 指名委員会及び報酬委員会の各委員は、代表執行役を兼ねていない者とし、かつその過半数は、社外取締役であって当社の執行役でない者とする。
- ④ 監査委員会の委員は、当社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者とし、かつその過半数は、社外取締役であって当社の執行役でない者とする。

(委員会規則)

第 29 条 各委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるところのほか、取締役会及び委員会において定める各規則による。

第 6 章 執 行 役

(執行役の選任)

第 30 条 取締役会は、その決議により、1 名以上 30 名以内の執行役を選任する。

(任 期)

第 31 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現執行役の残任期間とする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 32 条 取締役会は、執行役の中から、執行役社長 1 名を選定し、その他必要に応じて、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役その他の役付執行役を 1 名以上選定することができる。

- ② 取締役会は、前項に定める執行役の中から、代表執行役を 1 名以上選定する。なお、執行役社長は代表執行役から選定されるものとする。

(執行役の報酬等)

第 33 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によりこれを定める。

(執行役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条

第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、事業年度末日に決算を行う。
（剰余金の配当）

第 36 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

② 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

③ 当会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（除斥期間）

第 38 条 剰余金の配当は、当会社が支払の開始をしてから満5年を経過して受領されないときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。

(附則)

第3条の変更は、2027年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日後、これを削除する。

昭和 11 年 12 月 制 定	昭和 49 年 12 月 制 定
昭和 12 年 3 月 改 正	昭和 53 年 7 月 改 正
昭和 14 年 12 月 改 正	昭和 55 年 7 月 改 正
昭和 16 年 9 月 改 正	昭和 56 年 7 月 改 正
昭和 19 年 3 月 改 正	昭和 57 年 7 月 改 正
昭和 19 年 11 月 改 正	昭和 62 年 6 月 改 正
昭和 20 年 11 月 改 正	平成 3 年 6 月 改 正
昭和 21 年 5 月 改 正	平成 4 年 6 月 改 正
昭和 23 年 10 月 改 正	1994 年 6 月 改 正
昭和 24 年 1 月 改 正	1998 年 6 月 改 正
昭和 25 年 3 月 改 正	2000 年 6 月 改 正
昭和 25 年 5 月 改 正	2001 年 6 月 改 正
昭和 26 年 9 月 改 正	2002 年 6 月 改 正
昭和 27 年 11 月 改 正	2003 年 4 月 改 正
昭和 29 年 3 月 改 正	2003 年 6 月 改 正
昭和 30 年 11 月 改 正	2003 年 8 月 改 正
昭和 33 年 11 月 改 正	2004 年 6 月 改 正
昭和 35 年 11 月 改 正	2006 年 6 月 改 正
昭和 38 年 11 月 改 正	2008 年 6 月 改 正
昭和 45 年 5 月 改 正	2009 年 6 月 改 正
昭和 48 年 5 月 改 正	2013 年 4 月 改 正
昭和 48 年 11 月 改 正	2014 年 4 月 改 正
昭和 49 年 5 月 改 正	2022 年 6 月 改 正
	2026 年 6 月 改 正